

デイサービス光明早稲田 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人うすい会広島光明学園（以下「事業者」という。）が開設するデイサービス光明早稲田（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事業または指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態と認定された認知症である利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護等」という。）を提供することで、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、認知症対応型通所介護等を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 認知症対応型通所介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス光明早稲田
- (2) 所在地 広島市東区牛田早稲田二丁目4番15号

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護従業者 6名以上（常勤）
2名以上（非常勤）

介護従業者は、利用者に必要な介護及び世話、支援を行う。

第5条（営業日および営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 午前7時30分から午後5時00分

(但し、午後5時00分から午後9時30分までは延長することができる)

第6条（利用者の定員）

事業所の利用者定員は3名とする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第7条（食堂）

事業所は利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル、椅子、箸、食器類などの備品を設けます。

第8条（その他の設備）

事業所はその他に事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備を備えます。

第9条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業所は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

第10条（受給資格等の確認）

事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定または要支援認定の有無及び要介護認定または要支援認定の有効期間を確認することができる。

第11条（認知症対応型通所介護等の内容）

認知症対応型通所介護等は、認知症の方が可能な限り居宅において日常生活を営むことができること及び家族の負担軽減を図ることを支援する。

- 2 認知症対応型通所介護計画等に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 認知症対応型通所介護計画等に基づき、食事を提供する。
- 4 認知症対応型通所介護計画等に基づき、居宅及び事業所間の送迎を行う。
- 5 認知症対応型通所介護計画等に基づき、機能訓練、生活相談、レクリエーション、排泄の介助等を行う。

第12条（サービスの取扱の方針）

事業所は、可能な限りその居宅において、要介護状態または要支援状態の維持、若しくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援をする。

- 2 サービスを提供するにあたっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業所は、サービスを提供するにあたって、その認知症対応型通所介護計画等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 事業所は、サービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について理解し易いよう説明を行う。
- 5 事業所は、サービスを提供するにあたって、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体拘束

等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い認知症対応型通所介護計画等及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第13条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は広島市とする。

第14条（利用料及びその他の費用）

認知症対応型通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型通所介護等にかかる地域密着型介護サービス費または地域密着型介護予防サービス費基準額から事業者に支払われる地域密着型介護サービス費または地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 事業所は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えて送迎を行う場合には、通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者の居宅までの路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

食事の提供に要する費用 朝食 400円

昼食 600円（おやつ代含む）

夕食 500円

おむつ代 実費

その他、認知症対応型通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5 サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対してサービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとする。

第15条（利用料の変更等）

事業所は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他のやむを得ない理由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業所は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第16条（食事）

認知症対応型通所介護等利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所が提供する食事を摂取するものとする。

第17条（喫煙）

事業所内は全館禁煙とする。

第18条（飲酒）

認知症対応型通所介護等利用中の飲酒は厳禁とする。

第19条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清掃、整頓、その他の環境衛生の保持に

協力するものとする。

第20条（禁止行為）

- 利用者は、事業所での次の行為をすることはできないものとする。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 火気を用いること。
 - 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第21条（利用者に関する市町村への通知）

- 利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。
- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態または要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第22条（従業者の服務規程）

事業所及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

第23条（衛生管理等）

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第24条（従業者の質の確保）

事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

第25条（個人情報の保護）

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個

人情報の利用目的を公表する。

- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第26条（緊急時の対応）

従業者は、認知症対応型通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第27条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。但し、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第28条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第29条（地域との連携等）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^行う等地域との交流に努める。

- 2 認知症対応型通所介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第30条（勤務体制等）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとする。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、従業者によって行うものとする。但し、利用者の遭遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第31条（記録の整備）

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供にかかる諸記録を整備し、その完結した日か

ら2年間又は5年間保存するものとする。

第32条（苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出、提示の求め、又は市町村職員からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告するものとする。

第33条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示、または、関係者が自由に閲覧することができるよう備え付ける。

第34条（協力医療機関等）

事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

第35条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第36条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第37条（その他）

事業所は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回
- 2 事業所は、適切な認知症対応型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 22 年 8 月 1 日から施行します。
この規程は平成 23 年 1 月 1 日から施行します。
この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行します。
この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行します。
この規程は平成 28 年 6 月 1 日から施行します。
この規程は平成 29 年 1 月 16 日から施行します。
この規程は平成 29 年 7 月 16 日から施行します。
この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行します。
この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行します。
この規程は令和 5 年 1 月 1 日から施行します。
この規程は令和 6 年 6 月 21 日から施行します。